

常総市省エネ家電製品買換え促進補助金の申請手続きについて

令和5年8月1日（火）から受付を開始します。（先着順で予算が無くなり次第終了します。）

対象となる家電製品

補助対象

令和5年4月1日以降に茨城県内の店舗（ネット通販は除く）で購入した省エネラベル2つ星以上の省エネ家電製品（冷蔵庫、エアコン）



ほかの条件等

- ①申請者が市内に居住する住宅の家電製品の買換えであること
- ②購入する家電製品は新品（未使用品）であること
- ③申請者は市内に住民登録があり、申請者世帯全員に市税等の滞納がないこと
- ④申請者世帯で同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑤市長の承認を得ずに補助対象家電製品を6年以内に処分しないこと
- ⑥令和6年2月29日（木）までに購入・設置手続きを完了すること

手続きの流れ

対象家電製品の購入
※買換えが必要です。



補助金交付申請兼請求書
（様式第1号）
1部提出
※押印が必要です。



（書類審査）

交付決定通知
（様式第2号）

補助金交付（口座振込）

補助額

対象製品の購入費・設置費用（税込）の合計額で補助額が変わります。※処分料等は対象外です。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 5万円以上10万円未満 | 1万円の補助 |
| (2) 10万円以上15万円未満 | 2万円の補助 |
| (3) 15万円以上 | 3万円の補助 |

※補助金の振込みは申請受付から約1ヵ月程度かかります。

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、生活環境課窓口に直接補助金交付申請書を提出してください。（郵送不可）
※土日・祝日は受付出来ません。

申請兼請求書 添付書類

- (1) 補助事業に係るレシートまたは領収書の写し
- (2) 省エネラベル2つ星以上の製品であることが確認できる書類（商品カタログのコピーなど）
- (3) メーカー発行の保証書の写し
- (4) 買換え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- (5) 補助金の振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し
- (6) 委任状（販売店が代理で申請書を提出する場合）